

# お互いに尊重し合い、ともに生きる社会をめざして

12月4日～10日は人権週間です。2か月にわたり人権特集を掲載します。

人を思いやる心について、一緒に考えてみませんか。

## 新型コロナウイルス感染症に関する皆さんへのお願い

新型コロナウイルス感染症が拡大したことがきっかけとなり、感染した方やその家族をはじめ、医療関係者、我が国に居住する外国人の方々などに対し、一部では偏見を持つ人が現れ、差別が起きています。インターネット上では、それらの人たちを誹謗中傷する書き込みが広がりを見せました。新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性がある感染症です。新型コロナウイルス感染症を人ごととして捉えず、人を思いやる気持ちを持ちましょう。

### 感染した人を悪く思うことはやめましょう

新型コロナウイルス感染症に感染した人や、その身近な人たちが悪いわけではありません。誰もが感染する可能性があります。

### 不確かな情報などをSNSなどへ書き込むことはやめましょう

感染者に対する誹謗中傷などが広がると、感染を疑われる症状がでても医療機関への受診をためらってしまい、逆に感染拡大防止に支障をきたす可能性があります。



### 正しい情報に基づいて判断しましょう

インターネットやSNSで拡散される情報などは、不確かな情報や誤った情報である場合があります。厚生労働省や横浜市などの公的機関が発表している情報を確認することが必要です。

### 私たちの日々の生活を支えている人たちへ

### 思いやりを忘れないようにしましょう

治療にあたる病院関係者や生活必需品を運ぶ輸送関係者、家庭ごみ等を処分する収集員、食料品などの販売員などの人々は、現場で働き、市民の皆さん的生活を支えています。

今回のコロナ禍では、差別や偏見が起ってしまった反面、医療従事者等へ感謝を表明する動きも広がりを見せ、人への思いやりが大切だということを考えるきっかけとなりました。

### 感染終息へ向けて協力し合いましょう

感染が終息し、私たちが一日も早く日常を取り戻すためには、一人ひとりができる力を積み重ね、協力し合い、お互いの尊厳を尊重することが最も重要です。

## 横浜市人権啓発講演会のお知らせ

### インターネットと人権

#### ～withコロナの時代：SNS上の誹謗中傷を考える～

身に覚えのない事件の殺人犯だとインターネット上で誹謗中傷を受けた経験を持ち、現在、テレビやラジオで活躍しているスマileyキクチさん。ネット犯罪の実情や私たちがどのように対応すればいいのかなどを語っていただきます。



スマileyキクチさん

【問合せ】市民局人権課 ☎671-2379 ☎681-5453

【日時】11月21日(土) 13時30分～15時30分(開場13時)

【場所】横浜市開港記念会館 講堂(中区本町1-6)

【定員】200人(事前申込制)

※応募者多数の場合、巾内在住・在勤・在学優先。また、状況により定員が増えることがあります。

【申込】11月15日(日)締切

詳細はウェブページで確認してください。

※往復はがき、FAXでも申し込みできます。詳細は電話でお問い合わせください。

人権講演会 横浜

検索



### 「想像する力」を育むために

いじめは、最も身近で深刻な人権侵害です。子どもの心に人権尊重の精神を育むことが、いじめの解消、未然防止につながります。他者の人権を尊重するためには、相手の思いを「想像する力」が必要です。子どもたちの「想像する力」は、学校はもちろん、家庭や地域においても、育むことができます。例えば、「新型コロナウイルス感染症に感染した人はどんな気持ちだろう」「医療現場で新型コロナウイルス感染症と向き合う人は、どんな思いで働いているのだろう」など、日常生活の中で、子どもと一緒に「想像する力」を働きながら考えることです。共に「想像する力」を働きかけて、他者の思いに寄り添うことを通して、子どもは他者の人権を尊重することを学んでいきます。

それと同時に、周りの大人が、いじめや偏見、差別に対してどう向き合っているか、その姿勢について学ぶ機会にもなります。大人の人権感覚が、子どもの「想像する力」を育んでいます。

【問合せ】教育委員会人権教育・児童生徒課 ☎671-3724 ☎671-1215

### 外国人との共生に向けて

開港以来、海外から多様な文化や考え方を受け入れて発展してきた本市では、日本人にとっても外国人にとっても暮らしやすいまちづくりを目指しています。本市の外国人人口は、ここ5年間で約3割増加し、2020年3月末で約10万5千人に達しています。

地域や学校、職場などで外国人と関わる機会も増えてきているのではないでしょうか。「言葉が通じないかもしれない」「なんとなく声をかけづらい」という気持ちが最初はあるかもしれません。しかし、声をかけ、一緒に行動することは、言葉や文化の違いにかかわらず、互いを理解するきっかけになります。コロナ禍ですべての人が不安を感じている今だからこそ、あなたの周りにいる外国人に声をかけてみてください。

【問合せ】国際局政策総務課 ☎671-3826 ☎664-7145

## 犯罪被害に遭われた方への支援～条例施行から1年を迎えて～

テレビなどで、毎日たくさんの事件や事故の報道が流れています。しかし、被害に遭った方やその家族がその後の生活においてさまざまな負担を抱えていることは、あまり知られていません。

犯罪被害に遭うと、生活は一変します。身体的・精神的な打撃を受けたことに加え、警察の捜査への協力や裁判への参加、生活再建に向けた手続きなど、今まで全く経験したことのない出来事に直面し、日常生活が立ち行かなくなることもあります。

本市では、2012年から犯罪被害者相談室を開設し、犯罪被害に遭われた方や家族、遺族の方々への支援を行ってきました。2018年12月25日には横浜市犯罪被害者等支援条例を制定し、2019年4月からより充実した支援を開始しています。

**【問合せ】市民局人権課 ☎671-2718 ☎681-5453**



犯罪被害によって大切な家族を失った方への見舞金の支給や、転居を余儀なくされた方への転居費用助成などのほか、カウンセリングや法律相談を行っています(各支援の利用に際しては、それぞれ要件が定められています)。

このように犯罪被害者等の方々を支援する制度は少しずつ充実してきていますが、犯罪被害者等の方々が地域で安心して生活するためには、引き続き地域の方々の温かい見守りと協力が欠かせません。

### 犯罪被害に関する相談 犯罪被害者相談室

☎671-3117 ☎681-5453

Eメール: sh-cvsoudan@city.yokohama.jp

## ホームレスに至った事情に思いを寄せる

「ホームレス」と聞いたとき、どんなイメージを持ちますか。「急げ者」や「自分とは違う人」などのイメージを持つ人がいるかもしれません。そこから一步進んで、「なぜ路上生活に至ったのか」を考えてみませんか。

ホームレスの人は、失業や病気など予期せぬ事情で路上生活に至った人たちで、誰にでも起こり得ることです。本市では、ホームレスの状態にある人たちを訪ね、事情を伺って、路上生活の脱却に向けた支援をしています。また、ボランティア団体やNPOも、巡回や相談、炊き出しなどの支援をしています。

これらの支援で、職を得て新たなスタートを切る人がいます。しかし、周囲の偏見や差別は、その道を断つてしまうかもしれません。

さまざまな事情のために困難な状況にある人たちを、切り捨てるのではなく、社会全体で支えていくことが、誰もが生きやすい温かい社会へつながっています。

**【問合せ】健康福祉局生活支援課**

☎671-2425 ☎664-0403

## 同和問題

日本には「同和問題(部落差別)」という、特定の地域(同和地区)に生まれたことやその地域に住んでいることを理由として続いている差別問題が存在しています。この問題は、日本社会の歴史の中で形成された日本固有の差別問題で、同和地区出身であることを理由に日常の付き合いを避けられたり、結婚を反対されたりなど、さまざまな場面での差別が今もなお残っています。

もし、自分や自分の大切な人が、特定の地域に生まれたことや住んでいることだけを理由に、勝手な思い込みで判断されたり、関わりたくないと避けられたりしたら、あなたはどうのように感じるでしょうか。

差別につながる偏見や思い込みは、正しい知識を身につけ、自分の中にあるこだわりを見直すことで、なくしていくことができます。一人ひとりが互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会を実現するために、今できることから始めてみませんか。

**【問合せ】市民局人権課 ☎671-2718 ☎681-5453**

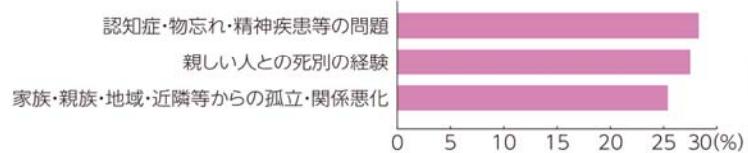
## 高齢者のセルフ・ネグレクトとは

高齢者のセルフ・ネグレクトとは、「高齢者が、通常は一人の人として生活において当然行うべき行為を行わない、あるいは行う能力がないことから、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態に陥ること\*」と定義されています。例えば、必要な治療や介護サービスを拒否したり、ごみが散乱した中で住んでいたりすることが挙げられ、自ら助けを求められずにいます。これらは特別なことではなく、認知症などの病気の発症や親しい人の死別、社会的孤立などから誰にでも起こりうる問題であり、最終的に命を落としてしまうこともあります。

最後まで自分らしく、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、挨拶やさりげない見守りなど、気遣いあうことで人とのつながりを持つことが大切です。「最近姿を見かけない」「体調が悪そう」といった場合は、居住区の区役所か、地域ケアプラザなどにご相談ください。

\*津村智恵子「セルフ・ネグレクト防止活動に求める法的根拠と制度的支援」(高齢者虐待防止研究、2009)から引用

### セルフ・ネグレクトの状態になったきっかけ(上位3位まで・抜粋)



**【問合せ】健康福祉局高齢在宅支援課 ☎671-2405 ☎550-3612**

## 私たちに相談してください

相談先	受付時間
①みんなの人権110番 (横浜地方法務局)	☎0570-003-110 ☎641-7926
法務省 インターネット人権相談	
②子どもの人権110番 (横浜地方法務局)	☎0120-007-110
③女性の人権ホットライン (横浜地方法務局)	☎0570-070-810
④外国語人権相談ダイヤル "Foreign-language Human Rights Hotline" (法務省・Ministry of Justice -)	月～金曜 (Weekdays) 9時～17時
⑤いじめ110番(市教育委員会)	☎0120-671-388 毎日、24時間受付